

広島県告示第八百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十五年十二月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年十二月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉田丸門田線

三 道路の区域

区 間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
尾道市御調町野間字鄙三三二番二地先から 尾道市御調町野間字鄙三三〇番五地先まで	旧	二・七〇 四・二〇 一三・二〇 一〇八・一〇	二四三・〇〇 二二六・〇〇	
尾道市御調町野間字鄙三三二番七地先から 尾道市御調町野間字鄙三三〇番五地先まで	新	一二・〇〇 一〇五・八〇	二二六・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 二四三・〇〇 メートル